

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれらの専用実施権についての通常実施権若しくは商標権についての専用実施権若しくは商標権若しくは専用実施権についての通常実施権の設定の登録をした場合又は二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権若しくはこれらに関する権利について質権の登録をした場合において、そのうち一の権利を目的とする専用実施権若しくは通常実施権、専用実施権若しくは通常使用権又は質権の消滅の登録をしたときは、他の特許権の登録の事項部の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする専用実施権若しくは通常実施権、専用実施権若しくは通常使用権又は質権が消滅した旨を記録し、かつ、消滅に係る事項について抹消記号を記録しなければならない。

2 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権又は特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権若しくはこれらの仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権の設定の登録をした場合において、そのうち一の権利を目的とする仮専用実施権又は仮通常実施権の消滅の登録をしたときは、他の仮専用実施権又は仮通常実施権の登録用紙中の相当区の事項欄に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする仮専用実施権又は仮通常実施権が消滅した旨を記載し、かつ、消滅に係る事項を朱抹しなければならない。

第五十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特許仮実施権原簿への仮登録は、登録用紙中の相当区の事項欄にしなければならない。

第五十九条第一項中「同様」を、「同様」に改め、同条第二項中「特許信託原簿」を「特許仮実施権原簿又は特許信託原簿」に改める。

第五十九条の三第三号中「特許番号」の下に「登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示」を加える。

第六十条第一項中「特許番号」の下に「登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号」を加え、「登録の年月日」を削り、同条第三項中「特許番号」の下に「登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号」を加え、「登録の年月日」を削る。

様式第一の次に次の一様式を加える。

様式第一の一（第一條の二関係）

特許出願番号		表 題 部		枚数
		表 示 欄		欄
		甲 区		1
				2
				3
		事 項 欄		4
表示番号欄 (付記)				5

表題部及び甲区		ページ		6
				7
				8
				9
				10

乙 区		ページ	
順位番号欄 (付記)		事 項 欄	

丙 区		ページ	
順位番号欄 (付記)		事 項 欄	